

右の廃車申告書に記入して、ナンバープレート及び返信用封筒と一緒に郵送してください。標識交付証明書（登録時に市から交付される書類）をお持ちの場合は、それも同封してください。（標識交付証明書はなくても廃車できます）

ナンバープレートを返却できなくても廃車できますが、その場合は返却できない理由を必ず記入してください。

### 廃車申告書の記入事項

- ① 標識番号（ナンバープレートの番号）
- ② 廃車理由（該当する理由を○で囲んでください。）
- ③ 日付
- ④ 所有者（納税義務者）の住所・氏名等
- ⑤ 連絡先の電話番号（日中連絡がとれるもの）
- ⑥ 経緯（盗難にあった場合等の状況）

廃車申告書が市役所に届いたら、廃車申告受付書（廃車証明書）を返送しますので、あなたの住所・氏名を記入した返信用封筒（84 円切手貼付）も同封してください。

〈連絡先〉八王子市 財政部 住民税課 軽自動車税担当  
電話042-620-7353

〈送付先〉下記を切り抜いて封筒に貼っていただいても構いません。

〒192-8501  
八王子市元本郷町3-24-1  
八王子市役所財政部住民税課  
軽自動車税担当 宛

## 軽自動車税（種別割）廃車申告書（郵送用）

〔原動機付自転車（排気量125cc以下）・小型特殊自動車〕

標識番号 (ナンバープレート)	八王子市 【125cc 超のバイクや軽自動車はこの用紙では廃車できません。】
廃車理由	廃棄・転出・譲渡・盗難・その他（ ）

八王子市長 殿

上記の車両を廃車してください。

令和 年 月 日

〒 -

所有者 住所  
(納税義務者) 氏名  
電話番号

ナンバープレートを返却できない場合の経緯 (いつ・どこで・どうした)	盗難に遭い、警察に盗難届出をした場合
	届出警察署（交番）
	受理番号
	届出年月日

ナンバープレートが見つかった場合は返却してください。

※軽自動車税（種別割）は、4月1日現在登録のある車両をお持ちの方に1年間分を課税します。4月2日以降に廃車手続きをされた場合は、その年度までは軽自動車税（種別割）がかかります。

なお、月割課税の制度はありません。